

ZENBUTSU

全仏



No.
491

仏暦2546年9月
[2003年]



CONTENTS

特集——— 公益法人改革の現況
～宗教法人の税制に関連して～

報告——— ルンビニー園復興事業の現況と今後の対応
比叡山「世界平和祈りの集い」開催される
首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請
各種委員会報告

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会
Japan Buddhist Federation
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

公益法人改革の現況

「宗教法人の税制に関連して」

■本会顧問弁護士 長谷川 正浩

平成十五年六月二十七日、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定をみた。

その内容は以下のとおりである。第一に改革の目的と検討の方向が示されている。この中で、社会のニーズが多岐にわたっている為、従来のように行政部門と民間営利部門だけでなく、民間非営利部門の活動を促進することが重要であるとし、民間非営利活動は民法三十四条法人が一定の役割をはたしてきたが、この三十四条法人は民法制定以来百余年間抜本的改革が行われてきていないというに、公益法人に限定されており、一般的な非営利法人制度が確立されていなかった為、民間非営利活動が時代の変化に対応できなかつた、と述べている。

そして第二に新たに一般的な非営利法人制度を創設するとした。この中で法人格の取得と税制上の優遇措置を今

までのように連動させるのではなく、

分離するべきであるという。そして、法人格の取得は、民間非営利活動を促進するため準則主義（登記）によって簡便に行えるようにすること、税制上の優遇措置の根拠とされる法人の公益性については、

①公益性の客観的で明確な判断基準を法律で定めることや、誰がこれを判断するか

②ガバナンス（自治制度）、解散したときの残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等

を含めて今後検討する、とされた。第三に税制上の措置については、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する、とされた。

今後のスケジュールについては、平成十六年末までを目途に、基本的枠組みを更に具体化し、所管省で税制上の措置に係わる専門的検討を進め、平成

十七年度末までに税制上の措置を講ずることを目指す、としている。

そもそもこの公益法人の抜本的改革は政府の行財政改革の一環である。行革推進事務局の「公益法人改革の動きについて」と題する三頁の「表」に沿って説明してみよう。

平成十二年十二月一日に閣議決定された「行政改革大綱」の中では「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」として

①国が公益法人に委託したり、推薦したりしている事務と事業を見直し、出来る限り国の関与を廃止する。

②国から公益法人への補助金、委託費等を縮減・合理化すること等を内容としていた。

このように当時の公益法人改革は、行政委託型の公益法人等を行政改革の視点から改革を試みるものであった。

しかるに平成十三年四月十三日の「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」の中では、行政委託型の改革にとどまらず、より抜本的な公益法人自体の改革の必要性が提言された。これを受けて平成十三年七月二十三日以降、行革推進本部においては、「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」とともに「公益法人制度についての問題意識―抜本的改革に向けて―」の、二本立てで議論されることに

なってしまう。

前者をうけたのが平成十四年三月二十九日の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」という閣議決定であり、後者を受けたのが同日の「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」という閣議決定であった。

この中で公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うとされた。ところが、この関連制度の中身としてNPO、中間法人、公益信託とともに異質な「税制」の二文字が挿入されていた。これによって、公益法人の制度改革と税制改革がリンクされたのであった。

そして、行革推進事務局は学識経験者からのヒアリングをすすめ、平成十四年八月二日には「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」を作成、これが文化庁、日宗連を經由して全日本仏教会にも呈示された。この論点整理の中で、平成十四年度中に発表予定の「公益法人改革大綱（仮称）」の策定までに税制上の措置について財務省・総務省等関係府省において検討するとされたのである。

これに基づいて政府の税制調査会等において、公益法人の税制について検討が重ねられてきた。政府税制調査会は、公益法人に対する法人税について、

原則非課税を原則課税に変更することとし、①非営利性、②公益性、③内部留保の水準、④適正な組織運営の四つの基準で課税軽減対象とするかどうかを判断するとした（日経平成十五年二月八日）。

ところが、その後の報道によると原則課税については政府内部でも意見がまとまらず、「公益法人等改革大綱（仮称）」は、平成十四年度末までに策定できなかつた。その後も議論が重ねられていたようであるが、平成十五年五月三十日に与党行政財政改革推進協議会は、「公益法人制度の抜本的改革に向けての意見集約」を発表した。これによって公益法人の税制改革については先送りとされたのである。

その後、平成十五年六月二十七日に冒頭記載した閣議決定が行われた。前述のように平成十六年末まで税制上の措置に係わる専門的検討を進め、平成十七年度末には法制上の措置がとられることとなっている。

そこで、私たちとしては今後どのように対応すべきであろうか。今問題となっているのは、民法三十四条法人を中心としているもので、宗教法人は議論の対象とはなっていない。けれども、いずれ宗教法人がその対象とされることは必定である。そこで原則課税とされることについては、極力これを回避

する努力が望まれる。仮に原則課税とされても、非課税法人（免税法人）になるように努力しなければならない。そこで、これらの目標を達成する為には、次のことが重要な課題となる。

第一に、宗教活動の公益性とは何であるかという学問的研究をしなければならない。この点における本格的な研究は皆無とい

つていい。

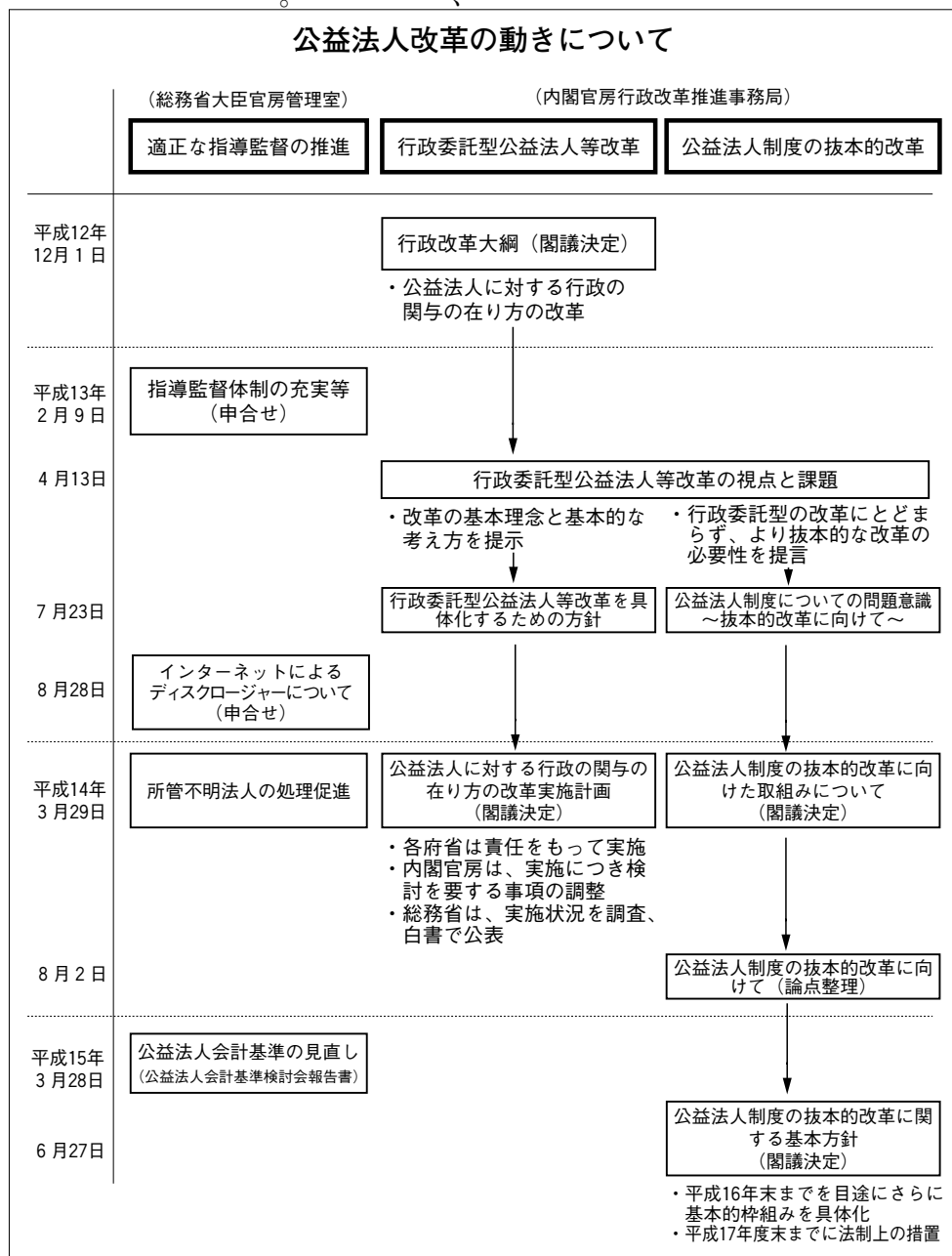
第二に、一般社会で認められるような公益性の高い活動、質の高い宗教活動をおしすすめる必要がある。

これらの点につき私見を述べるならば、①私たちの宗教的使命感を高揚させなければならぬ。社会に貢献する種々の活動自体は、宗教と無関係のものが多い。しかしながら、

私たちが宗教的使命感を持って行えば立派な宗教活動となる。②宗教的文化財や行動様式を大切にしなければならない。これらは、宗教を信ずる人にとっても信じない人にとってもいやしのもとなり、人類共通の財産である。③私たちは釈尊や祖師の説かれたところに従って、民衆にその行動指針を示

さなければならぬ。かつて釈尊や祖師がされたようにである。いずれも云い古されたものではある。言うは易く、行は難し。ましてや個人のレベルでなく、組織として行うことは困難である。しかし、このようなことの積み重ねが税制改革への基本的対応策である。と考えるが、如何なるものであろうか。

公益法人改革の動きについて



比叡山宗教サミット16周年

『世界平和祈りの集い』開催される

八月四日、比叡山延暦寺で「世界平和祈りの集い」が開催された。本会から森和久理事長、渡邊宗徹国際文化部長、山本観晃同和推進部次長が出席した。

この集いは、国内外の主な宗教指導者を招いて、平和のために貢献するには、祈りこそが全ての行動の原点である、という考えのもとで、一九八七年より続けられている。

式典では、西郊良光天台宗宗務総長が開会の辞を述べ、法楽の後、渡邊恵進天台座主が平和祈願文を奉読した。続いて参加者全員で平和の祈りを捧げた後、比叡山メッセージが朗読された。

このメッセージでは、「平和の願いは、いかなる宗教にとっても根本的なものであることをわれわれは認識し、かつ主張する。そもそも平和とは、単に戦争がないということではなく、人間同士の睦み合う融和の

状態、人類共同体の実現をいう。およそ正義や慈悲のないところに平和はない。かかる平和こそ、すべての宗教者によって誠実に希求されなくてはならない」と述べられた。

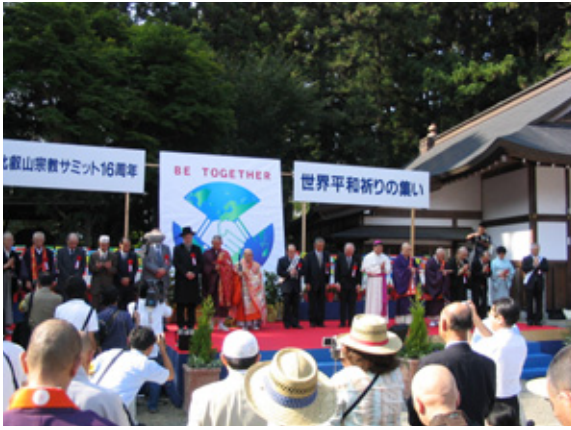
次に樋口美作日本ムスリム協会名誉会長が「平和を語る」と題しスピーチを行い、海外からのメッセージが披露された。

最後に『平和の合い言葉』

- 一、世界の人々と仲よく暮らそう
- 一、尊い生命を大切にしよう
- 一、自然の恵みに感謝しよう

を唱和し閉会となった。また、海外からシェイク・タラル・シデル師（アラファト議長宗教顧問）、イスラエル・ラオ師（全イスラエル首長ラビ）等、多数の人々が参加された。

式典終了後、琵琶湖ホテルに会場を移し、レセプションが行われた。多くの参加者のもと盛会であった。



鐘の音と共に、世界平和を願い祈りが捧げられた

日本仏教鑽仰会
東京お盆まつり

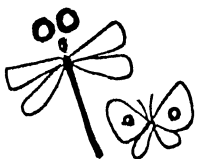
七月十七日午後十二時三十分より、東京・イイノホールで日本仏教鑽仰会主催・本会后援、第六十一回「東京お盆まつり」が開催された。本会からは、小林正道事務総長が出席した。

まず始めに、園児が献灯・献花、そしてお盆の歌を捧げ、三帰依文唱和の後、中山静磨日本仏教鑽仰会理事長、本会小林事務総長、新倉典生東京都仏教連合会事務局次長が挨拶した。

法要は、酒井日慈貫首（日蓮宗）導師の下、池上本門寺の僧侶が出仕し厳かに勤修された。

続いて、渡邊寶陽立正大学元学長が「お盆に想う」という題で、お盆の意味やその発祥について法話を行った。

参加者は、お盆の法要と戦災犠牲者へ追悼の意を込め合掌した。



ルンビニー園復興事業の現況と今後の対応

ルンビニー委員会報告

七月一日、本会会議室で平成十五年度第一回ルンビニー委員会を開催し、ルンビニー園復興事業の今後の対応について協議し下記の議決を行ない、理事会（七月二十九日）での判断を仰ぐことになった。（理事會記事は、次号掲載予定）

・協議結果

- ① 現在仕掛り中の処理を完遂した後、本事業を終了する。
- ② 当該する処理は、マヤ堂考古学発掘調査最終報告書の発刊・ネパール現地事務所と備品の処分および本事業協力者各位への報告等である。
- ③ このための資金は、現在推進中の篤志勧募浄財および本会の本会計より支出する。

現況報告

本会は一九九二年から一九九五年の間にマヤ堂復元設計案策定を目的にマヤ堂考古学発掘調査を実施した。

その際に旧マヤ堂中心部のマヤ夫人像直下より、隣接するアシヨカ王柱の

碑文の読み方によつてはその存在が予想されていた「マーカー・ストーン（印石）」と称する石板を発見した。これは、釈尊生誕のその地点を示すものであると考えられている。発掘調査とその成果がユネスコの世界文化遺産登録にも寄与し、ネパール側によるマヤ堂復元推進の原動力となったのである。

また、この発掘調査を当初から担当してきた本会派遣の考古学者上坂悟氏が本年五月十二日に逝去された。謹んでご冥福をお祈りするものである。

上坂氏が執筆中であり、逝去により未完のまま残されたマヤ堂考古学発掘調査最終報告書は、故人の恩師である立正大学前学長坂詰秀一教授が引き受けてくださることになった。現在、資料の確認作業を行い、来年の末までには発刊の運びとなるよう努力していただいている。

この発掘調査に伴う貴重な資料は、研究者の方々の活用が可能になるよう対応を検討している状況である。

マヤ堂復元竣工式典

昨年三月にネパール側で開始されたマヤ堂復元工事は、本年三月にはほぼ完成し仕上げ工事が行われてきたが、ネパール仏誕節（五月十六日）にギャネンドラ国王夫妻を迎えて竣工式典が盛大に挙行された。本会からは、渡邊宗徹国際文化部長が出席した。

マヤ堂に隣接した広場に特設の式場が設置され、二万人程の人々が近隣からバスや徒歩で参集し、炎天下静かにマヤ堂の完成と仏誕節を祝った。

式典ではマヤ堂復元に本会の協力があつた事が表明された。各国の大使が出席し、神長善次日本特命大使が来賓を代表して祝辞を述べられた。

この日から、マヤ堂の内部が一般に無料で公開され、仏陀生誕の地を証する「マーカー・ストーン（印石）」は強化ガラスで覆われ、特設の木製の橋の上から見学出来るようになった。現在、ネパールのルンビニー開発トラスト（LDT）による二十四時間体制での警備が行なわれている。



ルンビニーで行なわれたマヤ堂復元竣工式の様子

税務委員会

○公益法人改革の現況

○本堂・会館等使用に関する

課税について

七月二十五日午後二時より、明照会館で税務委員会が開催された。

三帰依文唱和の後、小林正道事務総長が「公益法人改革の動きや税制との兼ね合いなど、本会及び加盟団体にとって重要な問題。是非ご審議いただきたい」と挨拶し、議事に移った。

はじめに正副委員長を選出し、委員長に中條令紹師（日蓮宗）、副委員長に横山裕教師（真言宗豊山派）が選ばれた。

次に、「公益法人改革の現況」について、長谷川正浩本会顧問弁護士が、現況と今後の問題点について説明を行った。（一・三頁を参照）

各委員より意見が出され、公益法人のもつ社会貢献性・公益性との関連について検討された。そして税制の関係や今後の時局の変化に迅速に対応出来るよう小委員会を新たに設置し検討していく旨が決定した。

続いて、「本堂・会館等使用に関する課税について」討議された。

本件について、「昨今所轄の税務署の対応もまちまちであり、課税する方向で動き出している。宗教法人の公益性と非常に密接な関係があり、全日本仏教会としての統一の見解が必要ではないか」との問題が提起された。

続いて問題の経緯について長谷川顧問弁護士が説明した。

昭和五十八年度まで収益事業となる席貸しは、娯楽遊興または慰安の用に供するものだけであった。しかし、昭和五十九年四月一日以降に開始する事業年度からこの枠が取り外され、お葬式のため本堂や庫裡を貸す場合には、席貸し業となる余地が生じた。



挨拶する中條令紹委員長

そして本会は、昭和六十一年、国税庁と折衝し、「宗教法人法第三条に規定する施設において、当該宗教法人に所属する僧侶（聖職者）が法要の配役として出仕し、諷経、焼香、献花、法話等、宗教行為を行う際に、金銭の授受（明らかに席貸しの対価としての性質を有するものを除く）があっても、

この金銭の授受は布施行為の結果（法的には贈与）であっても席貸し業とはならない。」との合意を得ている（平成元年二月一五日付、国税庁法人税課審理係長から、各国税局法人税課審理係長宛「電話等照会回答整理票の送付について」事務連絡参照）。

今後、本件に対し、各加盟団体内で現在どのように対応しているか情報収集を行い、小委員会で検討していく旨が確認された。

小委員会委員

- 中條 令紹（日蓮宗）
- 横山 裕教（真言宗豊山派）
- 河村 松雄（曹洞宗）
- 新倉 典生（東京都仏教連合会）
- 社本 公一（本会公認会計士）

残暑お見舞申し上げます

真言宗犬鳴派
大本山
犬鳴山 七宝瀧寺

貫管
主 長 東 條 仁 哲

大阪府泉佐野市大木八番地
〒598-0023 〇七二四（五九）七二〇一
FAX 〇七二四（五九）七二〇一

●仏教ポケットカード

ポケットの中に入る小さなやさしい法話カードです。各種の集まりや、玄関・受付にて配布頂ければ幸いです。

お申込み

必ずFAXかハガキでお申込み下さい。希望部数、住所、郵便番号、連絡先、一般もしくは寺院の別もお書きの上お申込み下さい。お支払いは、同封の振込用紙でお振込願います。（送料・梱包料は別途請求）

お問い合わせ

〒一〇五-〇〇〇一
東京都港区芝公園四一七-四 明照会館内

TEL 〇三（三四三七）九二七五
FAX 〇三（三四三七）三二六〇
全日本仏教会

同和委員会

同和研修会の日程決定

七月二十五日、本会会議室で同和委員会（出口芳演委員長）が開催され、①第十三回同和推進担当者連絡会の反省について、

②第二十三回同和研修会について、③差別法戒名、墓石の改正について、④同和委員会の名称について、議論された。

なかでも、第二十三回同和研修会については概要が左記の通りほぼ確定した。

◇日時 十一月七日（金） 十三時～



本会会議室で行なわれた同和委員会

◇場所 天台宗務庁 大会議室

（滋賀県大津市坂本四一六―二）

◇講師 森田ゆり先生

（エンパワメントセンター主宰）

詳細・日程等については、次回の委員会にて決定する運びとなった。

また、同和委員会の名称については数回にわたって論議され、各宗派内でも「同和」と「人権」の文言が半々の割合で使用されていることから、今年度中に結論を出して来期中に名称の変更を行う方針が示された。

財政検討委員会

◆今秋、本会財政全般について

「最終答申」を提出予定

七月四日午後二時より、本会会議室で財政検討委員会が開催された。

森和久理事長が導師を務め、三帰依文を唱和。続いて挨拶を行った。

次に、瀬古眞隆委員長が今委員会の経過報告を行い、宮川宏生財部部長が昨年十月に提出した「中間答申」について説明し、今秋提出する「最終答申」（本会財政全般）に向け、様々な意見を聴取し、慎重に審議を重ねた。

また、次回委員会開催は、十月三日本会会議室で開催することとなった。

八月一日、本会は「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を、首相宛に提出した。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝 中止の要請

本会は「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、過去二十四回にわたり、反対の意志表明と公式参拝中止の要請を行ってまいりました。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「宗教の自由」「政教分離の原則」に違反することは疑いの余地がありません。最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといって、明確な判断を示しております。

私たちは、戦後五十余年のあいだ日本国民が守り育ててきたこれらの憲法の規定こそが、今日の日本の平和と繁栄の礎となっていることを、改めて確認し伝えていきたいと思っております。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教に関わって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことです。

私たちは、首相が一昨年八月十三日、昨年四月二十一日に続き、本年一月十四日、内閣総理大臣として再び靖国神社を参拝されたことに、強い遺憾の意を表すと共に、今後首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝をなされないよう、強く要請いたします。

二〇〇三年八月一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 森 和 久

内閣総理大臣

小 泉 純 一 郎 殿

事務総局録事

七月(十三~三十一日)

十日▼宗教法人審議会出席

▼法律相談室

十七日▼同和小委員会

▼日本仏教鑽仰会・東京お盆まつり出席

▼法律相談室

二十二日▼宗教教育推進に関し、自由民主党へ要請

▼事務委員会

二十四日▼ルンビニー園マヤ堂考古学調査報告書作成に関し、坂詰秀一教授と打合せ

▼法律相談室

▼事務委員会

▼事務総局局内会議

二十五日▼同和委員会

▼事務委員会

▼事務総局局内会議

▼関西事務総局局内会、運営委員会

▼事務委員会

二十八日▼文化庁調査来訪

二十九日▼常務理事会・理事会

▼宗教教育推進に関し、浄土宗訪問

▼宗訪問

三十一日▼日宗連税制委員会・理事会幹事会

八月(二~十日)

一日▼「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を提出

▼「世界平和祈りの集い」出席

七日▼事務総局局内会議

人事

就任

評議員 太田智徳(和歌山県仏教会)

東谷 智(北海道仏教会連盟)

総務委員 菅野斌允(曹洞宗)

退任

評議員 和田嘉明(和歌山県仏教会)

小林潤一(北海道仏教会連盟)

総務委員 池田年孝(曹洞宗)

哀悼

加賀美日聰師(本会元常務理事)

七月七日遷化 九十五歳

日蓮宗元宗務総長



無料法律相談室

長谷川正浩本会顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務総局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

本会ホームページに加盟団体主催行事をお載せします

●http://www.jbf.ne.jp

加盟団体主催行事を積極的に紹介中

当ホームページを加盟団体の情報提供の場としてご利用ください。情報は随時募集しています。

加盟団体のサイト内情報検索

本会加盟団体ホームページ内の関連情報をキーワード入力すると簡単に検索できます。

機関誌「全仏」のバックナンバー閲覧

2000年1月からの全仏誌抜粋がホームページ上で(一部カラー)ご覧になれます。

その他

やさしい釈尊伝、宗教法人備え付け・提出書類フォーマットなど情報を満載。

本会機関誌「全仏」四九〇号
記事訂正のお詫び

「全仏」(四九〇号)六頁、本会

会長・副会長・理事・常務理事・

評議員の暑中見舞交換の中で、評

議員名を誤って記載致しました。

謹んで訂正させて頂くとともに、

関係各位に心よりお詫び申し上げます。

誤

中村文峰師

←

正

杉村五由師



●「ブッダの生誕地ルンビニー」テレビ放映決定!

ユネスコ世界遺産登録地を毎週日曜日放映しているTBSテレビ系列『世界遺産』で9月中旬2週に亘って仏教の開祖・ブッダにちなむ世界遺産を紹介します。

本会では、20数年に亘るルンビニー園復興事業の一環として行われた考古学調査の貴重な映像資料を提供。是非皆様ご覧下さい。

9月14日(日)夜11時30分~

●「ブッダの生誕地ルンビニー」

ブッダの生まれた地に建立された寺院遺跡の発掘作業直後の貴重な映像。

数カ国の僧侶が一同に会する珍しい合同法要の様子等を放映。



9月21日(日)夜11時30分~

○「ブッダガヤの大菩提寺」

ブッダが悟りを開いた場所に置かれた紀元前の金剛法座や巨大な石造建築等を放映